

なる集会所の整備を予定し、23戸の追加分譲を予定している。現在のところ、変更の予定はないが、第2期分譲の販売状況によって、一部変更の可能性もあると考えている。

■ 下水道管の敷設について。

■ 実施設計前に、本事業の設計会社と上下水道の専門の設計事務所と協議した結果、合併浄化槽の処理水は、河川に流しても法的に水質上問題のない水であり、通常は、一般の排水路に流すこと。また、終末処理施設を設置しないで、下水道管を敷設する例はあまりないことから判断して、下水道管の敷設は行わないことに決定した。仮に下水道管を敷設していたとしても、合併浄化槽で処理された水は汚水ではないため、下水道管を引き込む必要はなく、一般の排水路に流す方が、工事費が安く上がることになる。

分譲価格を抑えて若者の定住を啓発促進していることも考慮し、建築コストを最小限に抑える方法を選択した。

■ 造成地の1番から12番、13番から24番を同じく水平にしなかったことについて。

■ 分譲地の敷地高は、隣接する道路面から平均10〜20cm程度高くなるよう設定している。

南北の道路の高さの差は、30cm程度あり、仮に水平にすると南側の敷地には道路面との高さ調整のための余分な壁が必要となる。

水平にしないで、高さの差を按分することにより道路面との取り合わせを良くし、土留めのための壁をなくすように設定した。

■ 側溝の放流先を自然吸い込みにしていることについて。

■ 仮沈砂池は、土地造成中に発生する濁水（土砂水）を一時的に貯めて、沈砂させるために設けており、開発工事に伴う必要な仮設施設と認識している。

本計画は、1期、2期、3期工事に分かれており、まだ、排水系統が未完成のため、造成済みの側溝の排水も、アルコール工場跡地内の雨水も同様に仮沈砂池に流れ込むようになっていく。

仮沈砂池内の土の透水性が高いこと、流入する水が現在は少ないことから、ご指摘の自然吸い込みの状態になっている。この部分については、2期工事で整備することとし、県と協議を行った次第である。

それ以上の措置をする場合、造成済みの側溝から流出する排水は、沈砂池を迂回させて小規模な沈砂池（枿程度）から放流するか、工事規模が大きくなるが、仮設沈砂池に防水シートを敷設するなどが考えられる。現在のところは、2期工事での整備として考えている。

◎ 公営住宅延川団地新築工事について

■ 平成20年度において延川住宅3期工事が15社指名になった理由について。

■ 指名業者は、入札の公正を期すために、鬼北町競争参加資格審査会で選定を行っている。当該入札は、競争参加資格申請書を提出している業者で選定を行った。なお、入札参加業者は、平成18年度は13社、平成19年度は14社だったが、今回は、1社について企業体の解散による変更と、新規の企業体を1社選定し、15社としたものである。

■ 新しく参加した業者がこれまでより安く落札した結果の分析について。

■ 落札業者は、前年度も指名業者であり、新しく指名した業者ではない。落札結果は、公正な競争の中での結果であると考えている。

■ 平成20年度1棟からL棟の外形、間取り等は、1期、2期工事と変わった設計になっているか。

■ 延床面積、間取り等は、平成19年度建築と同様となっている。

■ 入札を辞退した業者の辞退理由について。

■ 指名している以上、応札していただくことを発注者として期待しており、誠に残念である。

■ 入札当日、落札業者を決定せず、後日通達したこと、工事費内訳書を今まで提出させなかったことについて。

■ 今回の入札は、談合情報を受け、鬼北町談合情報対応マニュアルに基づき、鬼北町公正入札調査委員会が審議した。審議の結果、談合について調査することに値す

るとの結論に達し、マニュアルどおり指名業者の事情聴取を行い、その結果を再度、鬼北町公正入札調査委員会が審議し、談合の事実が確認されないと判断したので、予定どおり入札を執行した。

ただし、入札執行の際、指名業者に「刑法に抵触することなく、かつ私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守し、公正および公平を害するような行為はしない」という誓約書の提出と工事費内訳書の提出を求めることにした。

また、入札の執行後、落札決定を保留し、工事費内訳書に談合の形跡がないか審査し、落札を決定することとした。工事費内訳書の提出は、談合情報を受けて執行した入札であるため、提出を求めたが、通常の入札では求めていない。

■ 今後の予定価格公表について。

■ 国では、予定価格の入札執行前の事前公表を行っていない。地方公共団体は、法令上の制約がないことから、各団体で適切と判断した場合、国と異なり、事前公表を行うことは可能であるが、最近の国からの要請文書では、予定価格の事前公表の取りやめが求められている。その理由は、予定価格を公表すると、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわれること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどの弊害が生じるためである。